

一般社団法人日本ろう者サッカー協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ろう者サッカー協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県豊明市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、日本におけるろう者サッカー及びろう者フットサル（以下、「ろう者サッカー等」という。）の普及、発展及び競技力の向上に関する事業を行い、もって耳の不自由な方々のスポーツ文化の振興及び心身の健全な発達に寄与するとともに、国内及び国際社会における交流に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 各年代におけるろう者サッカー等のチームの組成及び各種競技会への参加
2. 全日本ろう者サッカー選手権大会その他の競技会の開催・運営
3. 全日本ろう者フットサル選手権大会その他の競技会の開催・運営
4. ろう者サッカー等の選手、指導者及び審判員の育成
5. ろう者サッカー等の選手、チーム、指導者及び審判員等の登録・管理
6. ろう者サッカー等の日本代表チームの選手・役員等の選定
7. その他この法人の目的を達成するために必要な一切の事業及び上記事業に関連又は不随する一切の事業

第3章 社員及び会員

(種別と資格の取得)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正社員

一般会員が属する地域ろう者サッカー協会の代表者

(2) 一般会員

この法人の事業に参加するために入会した個人で、地域ろう者サッカー協会に属する個人

(3) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会 費)

第6条 一般会員並びに賛助会員は、理事会で定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第7条 一般会員並びに賛助会員は、この法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して、予告をするものとする。

(除 名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき、又は法人が解散したとき。

(会員名簿)

第10条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記録した会員名簿を作成する。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員がすでに納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構 成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権 限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及びその他一切の事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会が予め定めた順位に従い、他の理事が議長になる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者に第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に次の役員を置くものとする。

- (1) 理事3名以上
 - (2) 監事1名以上
- 2 理事のうち1名を会長とし、そのほかに副会長、専務理事及び常務理事を若干名置くことができる。
- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事等は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬は、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人は理事会を置くものとする。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成するものとする。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会が予め定めた順位に従い、他の理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第35条 この法人は、剰余金の分配を行わないものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体等に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第40条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(住 所) 東京都品川区南大井四丁目6番5号

(氏 名) 植 松 隼 人

(住 所) 東京都江戸川区西小岩三丁目30番11号

(氏 名) 浜 津 哲 也

(設立時の役員)

第41条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐 藤 隆

設立時理事 植 松 隼 人

設立時理事 浜 津 哲 也

設立時監事 田 口 昌 弘

(設立時の代表理事)

第42条 この法人の設立時会長は、次のとおりとする。

設立時代表理事 佐 藤 隆

(最初の事業年度)

第43条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成27年8月31日ま

でとする。

(定款に定めのない事項)

第44条 この定款に定めのない事項については、すべて法令の定めるところによる。

上記は、当法人の現行定款に相違ないものとする。

一般社団法人日本ろう者サッカー協会

代表理事 野呂 啓